

第2節 特別支援教育推進の理念

共生社会においては、全ての国民が障害の有無、文化、人種等によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合う姿が求められます。そこに至るまでには、障害のない人が、障害のある人に対する理解を深めていく必要があります。また、障害のある人が、その能力や可能性を最大限に發揮して、自立し社会参加するための力を培っていくことも必要です。

そして、障害に対する理解を深めることや、障害のある人が持てる力を發揮していくことについては、教育の分野でも力強く実践されなければならず、まさに特別支援教育の推進こそ、その役目を果たすことのできる最も効果的な方法であると言えます。

千葉県で学び育つ子供たちが将来、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重し合える豊かな感性をもち、その力を発揮していくために、特別支援教育を推進・充実していきます。

平成19年4月1日付け文部科学省通知「特別支援教育の推進について」における 特別支援教育の理念

- (1) 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- (2) これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- (3) 障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。